

要求水準書添付資料15 週休2日制対象工事特記仕様書

週休2日制対象工事特記仕様書（発注者指定型）

O1 適用	本工事は、原則月単位の週休2日を取得できるよう工事を実施する「発注者指定型の週休2日制」の対象工事であり、本特記仕様書によるほか、別に定める「姫路市が発注する建築及び設備工事における週休2日制試行要領（以下「試行要領」という。）」に基づき実施する。
O2 用語の定義	<p>(1) 週休2日 対象期間中の工期において、4週8休以上の現場閉所（現場休憩）を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（施設運営上のやむを得ない事情や緊急対応等によるもの）は含まない。</p> <p>(3) 現場着手日 現場施工に着手した日（現場に継続的に常駐した最初の日）をいう。その前の期間は準備期間とみなし、対象期間に含めない。</p> <p>(4) 現場完成日 工事目的物の施工に係る現場作業が完了した日をいう。ただし、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は、20日前を現場完成日とみなし、以降は後片付け期間とし、対象期間に含めない。</p> <p>(5) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して工事に係る作業を一切実施しない状態をいう。</p> <p>(6) 現場休憩 分離発注工事の場合に各発注工事単位で、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して工事に係る作業を一切実施しない状態をいう。</p> <p>(7) 4週間に8日以上の休日 ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休憩）日数の割合（以下「週休2日制の達成率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の週休2日制の達成率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 ※週休2日制の達成率の算出において、週休2日には現場閉所日数に加えて現場休憩日数を含み、小数点以下第2位を四捨五入する。 ※降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休憩）日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休憩）日数に含める。</p>
O3 実施方法	<p>工事着手届提出時に「週休2日届出書（様式1）」により週休2日を実施するか否かを監督員に届け出る。</p> <p>対象期間において週休2日を反映させた総合施工計画書を現場着手前に監督員に提出する。なお、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は各月で4週8休以上の現場閉所（現場休憩）が達成できるよう努める。</p> <p>月末までに翌月の現場閉所（現場休憩）日を記載した「休日取得計画書（様式2）」を監督員に提出する。</p> <p>毎月、作業月の5日後をめどに先月の「週休2日履行報告書（様式3）」及び「休日取得実績報告書（様式3-1）」により監督員に報告する。</p> <p>現場閉所（現場休憩）予定日に作業を行った場合は、現場閉所（現場休憩）日を予定日以外の日に振り替えることができる。現場閉所（現場休憩）日の振替を行う場合、事前に振替日を記載した書面により監督員に通知する。現場閉所（現場休憩）は、週休2日を基本とし、振替日は作業日のあと4週間以内の期間で設定することを原則とする。</p> <p>受注者は下請企業に対し、週休2日制の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。</p> <p>受注者の作業員や下請け企業が現場閉所（現場休憩）日に他の現場に従事することを制限しない。</p> <p>現場代理人、監理技術者又は主任技術者が現場閉所（現場休憩）日に書類作成等の内業を行うこと、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合は他の現場に従事しない。</p> <p>週休2日制実施工事である旨を工事現場の仮囲い等の外部からよく見える場所に掲示する。</p>
O4 工事成績評定	対象期間中の現場閉所（現場休憩）の達成状況に応じて、試行要領に基づき工事成績の評価を行う。
O5 労務費及び単価の補正	<p>本工事の当初予定価格は、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正分を含め計上している。</p> <p>現場閉所（現場休憩）の達成状況が月単位の4週8休に満たない場合は、現場閉所（現場休憩）の達成状況に応じて請負代金のうち補正分（労務費及び単価の補正）を減額変更する。</p> <p>監督員が指定する期限までに週休2日の達成見込みを報告する。月単位の4週8休に満たない見込みである場合は報告に基づき監督員と変更契約の協議を行う。</p> <p>労務費及び単価の補正については、試行要領に基づき計上する。</p>
O6 その他	本特記仕様書及び試行要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定める。